

「頼んだ覚えのない商品が届いた」あなたならどうする？

相談

最近やたらと物が送られてくる。購入した覚えのない健康食品、自分あてのギフトとして花が届いた時もあった。その都度、家族や心当たりのある知人に頼んでいないか確認をしてから販売事業者に連絡し、取消しをしてもらった。

加入している保険会社から個人情報漏洩事故があったとお知らせ通知が届き、また、頼んだ覚えのないレッグウォーマーなどが届いたため、受取り拒否をした。

その後、請求書等が届いたが受取り拒否をして事業者に連絡を入れた。しばらく何もなかったが、先日弁護士事務所から通知書が届いた。開けてみた方が良いか。



(消費者庁イラスト集より)

助言

★何らかの名簿を入手した悪質業者がその名簿に基づきアトランダムに送ったものと思われます。

★特定商取引法が改正され一方的に送り付けられた商品は直ちに処分することができるようになりました。(2021年7月6日より 個人宛が対象)しかし、家族が注文した商品だったり、親戚、友人等がプレゼントとして贈ったものだったりすることがあります。まずは、周りの人に確認してみましょう。

★商品を開封し処分してもお金を払う必要はありません。事業者から請求されても応じないようにしましょう。なお、事業者から脅される等恐怖を感じるような方法で請求された場合は、警察相談専用電話(＃9110)へ相談しましょう。

★商品を「代引き」で支払い、受け取ってしまった後で注文していないことがわかった場合は、事業者にその旨を伝え、返品・返金を求めましょう。

★クレジットカード情報が盗まれて請求される場合もあります。しばらくは請求明細書を確認してみることも必要です。

★弁護士事務所や裁判所からの通知が届いた場合、書類の真意を判断するのが難しいです。不安に思った場合や業者とトラブルが生じた場合は消費者ホットライン(188)や消費生活センターに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地

月曜日～金曜日(平日) 午前9時～正午・午後1時～午後4時

直通電話 0479-62-8019